

# EUデータ保護規則



# 目次

1	本規程の目的	4
2	免責事項	4
3	メルセデスベンツグループ内での法的拘束力	5
4	法的要件との関係性	5
5	個人データ処理の一般原則	5
5.1	合法性	5
5.2	顧客およびパートナーのデータに関する法的根拠	5
5.2.1	契約関係に関するデータ処理	5
5.2.2	宣伝目的でのデータ処理	6
5.2.3	データ処理への同意	6
5.2.4	法的権限または義務に基づくデータ処理	6
5.2.5	正当な利益に基づくデータ処理	6
5.3	従業員データに関する法的根拠	6
5.3.1	雇用関係に関するデータ処理	6
5.3.2	法的権限または義務に基づくデータ処理	7
5.3.3	データ処理に関する団体協約	7
5.3.4	データ処理への同意	7
5.3.5	正当な利益に基づくデータ処理	7
5.4	極めて機密性の高いデータの処理	7
5.5	自動処理に基づく個別事例の決定（プロファイリングを伴う場合ある）	7
5.6	通知/透明性の義務	8
5.7	目的の限定	8
5.8	データの最小化	8
5.9	データの正確性	8
5.10	設計によるプライバシーとデフォルトのプライバシー	8
5.11	削除および匿名化	9
5.12	処理のセキュリティ	9
5.13	（さらに）メルセデスベンツグループ外への感染	9
6	データ保護の影響評価	10
7	データ処理活動の文書化	10
8	に代わって処理する	10
8.1	全般的	10
8.2	管理者に対する要件	10
8.3	内部処理者に対する条件	11

<b>9</b>	責任の共有	<b>11</b>
<b>10</b>	データ主体に対する強制力のある権利	<b>12</b>
	10.1 データ主体の権利	12
	10.2 異議申し立て手続き	13
<b>11</b>	法的責任および管轄地	<b>13</b>
	11.1 責任条項	13
	11.2 管轄地	13
<b>12</b>	データ保護インシデントの通知	<b>14</b>
<b>13</b>	データ保護組織と制裁	<b>14</b>
	13.1 責任	14
	13.2 意識向上とトレーニング	14
	13.3 組織	14
	13.4 制裁	15
	13.5 監査および統制	15
<b>14</b>	本規程の変更および官公庁との協力	<b>16</b>
	14.1 変更時の責任者	16
	14.2 官公庁との協力	16
	14.3 第三国の規制の監視と報告	16

# 1 本規程の目的

メルセデスベンツグループは、データ保護の権利の遵守を社会的責任の一部と見なしています。

欧州連合などの一部の国や地域では、法律により個人のデータを保護するための基準が確立されています（以下、「個人データ」）、適切なレベルのデータ保護がある場合にのみ、そのようなデータを他の国に転送できるという要件を含む受信者の宛先に存在します

本EUデータ保護規則では、以下に関してグループ内の統一された適切なデータ保護基準を定めている。

- (a) EU/欧州経済領域 (EWR)（以下「EU/EWR」という。）などの地域における個人情報の処理
- (b) EU/EWR域外のグループ会社への個人情報の越境移転（現地でのその後のデータ処理を含む）。

この点に関して、このポリシーは、メルセデスベンツグループ内のEU/EEAを起源とする個人データ処理の拘束力のある規則を定めています。それらは、EU/EEA外の個人データ保護のための適切な保護手段を作成し、したがって、いわゆる拘束力のある企業ルール（BCR）メルセデスベンツグループのために。

# 2 免責事項

このEUデータ保護ポリシーは、メルセデスベンツグループAG、それが管理するグループ会社（以下、「グループ会社」）およびその従業員とその執行機関のメンバー。この意味で管理されているということは、メルセデスベンツグループAGが、直接または間接的に、議決権の過半数、経営陣または合意の過半数を保有することにより、この方針の採用を要求できることを意味します。

本規程は、国内法がさらに広い範囲を指定する場合を除き、完全自動または一部自動での個人情報の処理および文書保管システムにおける手動の処理に適用される。ドイツでは、ポリシーはすべてに適用されます従業員データ<sup>1</sup>紙の形で。

本規程は以下の個人情報の処理に適用される。

- (a) EU/EWR域内または本規程が拡大適用されるその他の国に本拠地を置くグループ会社およびその子会社（「EU/EWRに本拠地を置く企業」）
- (b) EU域外で設立されたグループ会社のうち、EU域内の自然人に製品またはサービスを提供するもの、またはEU域内の自然人の行動をモニタリングするもの、またはその両方（「EUに製品またはサービスを提供する第三国の企業」）
- (c) EU/EWR域外に本拠地を置くグループ会社のうち、本規程のa) またはb) が適用される会社から直接または間接的に個人情報を受領した、またはそのようなデータの開示を受けたもの（「EU/EWRのデータを受領する第三国企業」）

EU/EWR域外での処理について、本規程では以降「第三国での処理」という。

第三国企業が関与または処理の対象となるグループ会社は、該当する規制に記載されています。「EUデータ保護ポリシーの対象となるグループ会社のリスト」。

本規程はEU/EWR域外の国にも拡大適用できる。法人情報が個人情報と同様に保護される国の場合、法人情報にも同様に本規程が適用される。

<sup>1</sup>本規程では文章を分かりやすくするため、男女を区別した記載はしない。内容はどれもあらゆる性別を対象としている。

## 3 メルセデスベンツグループ内での法的拘束力

本規程の規則および条項は、適用範囲内で事業を行うすべてのグループ会社に対して拘束力を持つ。従って、グループ会社およびその経営陣と従業員は、適用されるEU法および国内の情報保護法に加えて本規程を遵守する責任を負う。

法的要件として定められていない限り、グループ会社は本規程から逸脱した規則を採用する権限を持たない。

## 4 法的要件との関係性

本規程はEU法および国内法に代わるものではない。国内の情報保護法を補うものである。本規程の遵守が国内法の違反となる場合、国内法の規制および法が優先される。また、本規程の内容は対応する国内法がない場合にも遵守する必要がある。

このポリシーの遵守が国内法の違反となる場合、または国内法がこのポリシーから逸脱する規則を要求する場合、これはデータ保護監視の一環としてグループ最高データ保護責任者および中央コンプライアンス組織に報告されるものとします。国内法と本方針の間に矛盾がある場合、グループ最高データ保護責任者および中央コンプライアンス組織は、関連するグループ会社と協力して、本方針の目的を満たす実用的な解決策を見つけます。

## 5 個人データ処理の一般原則

### 5.1 合法性

個人情報、合法的かつ良心を持って処理する必要がある。データ処理は、それぞれの処理操作に十分な法的根拠がある場合にのみ、その範囲内で行うことができます。これは、グループ会社間のデータ処理にも当てはまります。送信会社と受信会社の両方がメルセデスベンツグループに属しているという事実は、データ処理を正当化するものではありません。

個人情報の処理は、第5.2項または第5.3項に定められた下記の許可条件が適用される場合に合法的である。個人情報の処理目的を本来の目的から変更する場合にも、このような許可が必要です

### 5.2 顧客およびパートナーのデータに関する法的根拠

#### 5.2.1 契約関係に関するデータ処理

見込み顧客、顧客、またはパートナーの個人情報は、契約の締結、履行、終了のために処理できる。これには、契約の目的に関連する場合は、顧客またはパートナーのサポートも含まれます。

契約締結の前に、見積もりの作成、購入申込書の準備、その他契約の締結に関連する見込み顧客の要求を満たすために個人情報を処理できる。契約準備期間中、見込み顧客が提出した情報を使用し、この見込み顧客に連絡を取っても構わない。顧客候補者が何らかの契約を指定している場合には、これを守らなければならない。

## 5.2.2 宣伝目的でのデータ処理

の場合データ主体グループ会社に情報の要求（たとえば、製品に関する情報資料の送信要求）を連絡すると、データ処理はこの要求を満たすことができます。顧客獲得または宣伝目的の場合には、さらなる法的条件を満たさなければならない。広告または市場および世論調査の目的での個人データの処理は、データが最初に収集された目的と互換性がある場合に許可されます。個人情報を宣伝目的で使用する場合は、データ主体に事前の通知を行う必要がある。宣伝の目的でのみデータを収集する場合、データ主体はあくまでも任意でその情報を記入する。データ主体に対し、この目的のためのデータ提供は任意であることを通知する必要がある。コミュニケーションの一環として、データ主体の同意を得ることが必要である。同意に関しては、データ主体が電子メッセージや電話などの連絡方法を選択できるようにする必要がある（第5.2.3項を参照）。データ主体が宣伝目的での個人情報の使用を拒否する場合、この目的で個人情報を使用することはできず、この目的での使用を制限または禁止する必要がある。さらに、国によっては宣伝を目的とした情報の使用を制限している場合もあるため、このような場合にはこれに従わなければならない。

## 5.2.3 データ処理への同意

情報処理は該当者本人の同意がなければ行なえない。同意の前に、データ主体に対して本EUデータ保護規則に従って情報を通知する必要がある。後日の証明を可能とするため、同意宣言は基本的に書式または電子方式で行なわれなければならない。特定の状況では、たとえば電話相談の場合、口頭で同意を与えることもできます。ただし、この場合にも同意を文書化しなければならない。

## 5.2.4 法的権限または義務に基づくデータ処理

国の法規にもとづいて情報処理が要求されている場合、またはこれが前提条件とされたり、許可されていたりする場合、個人情報を処理しても構わない。データ処理の方法と範囲については、法的に許可されたデータ処理に必要な範囲で可能であり、法規に従うものとする。

## 5.2.5 正当な利益に基づくデータ処理

また、正当な利益のために必要な場合も個人情報を処理できる。通常ここでいう正当な利益とは、法的な利益（未払い債権の回収など）または経済的な利益（契約不履行の回避など）を指す。正当な利益に基づくデータ処理は、データ保護の利益がデータ処理の利益を上回るような場合には行うことはできない。利害における保護の必要性は処理の度に確認しなければならない。

## 5.3 従業員データに関する法的根拠

### 5.3.1 雇用関係に関するデータ処理

雇用関係に関しては、雇用関係の確立、実施、終了に必要な個人データが処理される場合があります。応募者の個人情報は、雇用関係を結ぶ判断のために処理できる。応募者が採用されなかった場合、応募者が将来の採用のための情報の記録に合意した場合を除き、応募者のデータは必要な保存期間を守った上で削除する必要がある。また、応募者の情報を今後の応募プロセスで使いたい場合、または他のグループ会社へこれを転送し、ここでの採用審査に使いたい場合にも事前にこの同意を得なければならない。既存の雇用関係については、以下の許可されるデータ処理のいずれにも該当しない場合、データ処理の目的は常に雇用関係に関連するものでなくてはならない。

採用準備中、または雇用関係が既存する場合に第三者から応募者に関する情報を収集しなければならないなくなった場合には、各国の法的要求に考慮しなければならない。疑問がある場合は、可能な限りデータ主体の同意を得ること。

雇用関係に関連するが、本来は雇用関係の確立、履行、終了が目的ではなかった個人情報（従業員データ）を処理するには、以下に掲げる法的根拠のいずれかを満たす必要がある。

### 5.3.2 法的権限または義務に基づくデータ処理

州法がデータの処理を要求または許可している場合、従業員データの処理も許可されます。データ処理の方法と範囲については、法的に許可されたデータ処理に必要な範囲で可能であり、法規に従うものとする。行動の余地が法的に約束されている場合、社員の利害の保護も考慮されなければならない。

### 5.3.3 データ処理に関する団体協約

データ処理活動が契約遂行の目的を超えている場合も、団体協約により承認されていれば認められる。規制は、目的の処理の特定の目的をカバーする必要がある、EU規制および国内法の要件の枠組み内で設計することができます。

### 5.3.4 データ処理への同意

従業員データの処理には、データ主体の同意が必要となる。同意宣言は必ず任意で提出されるものとする。同意を拒否した場合に罰則を科すことはできない。強制的に行われた同意は無効とする。後日の証明を可能とするため、同意宣言は基本的に書式または電子方式で行なわれなければならない。例外的にこれが不可能な場合には、口頭での同意も可能である。このような同意は必ず適切に文書化されなければならない。同意の前に、データ主体に対して本EUデータ保護規則に従って情報を通知する必要がある。

### 5.3.5 正当な利益に基づくデータ処理

また、グループ会社の正当な利益のために必要な場合も個人情報を処理できる。正当な利益とは通常、法的な利益（法的請求権の主張、行使、弁護など）または経済的な利益（ビジネスプロセスの加速、企業の評価など）を指す。データ処理の前に、保護に値する利益がないか判断する必要がある。保護に値する従業員の利益が処理の利益を上回らない場合、個人データは正当な利益に基づいて処理される場合があります。

雇用関係上の業績の域（業績管理など）を超えて従業員データを処理する必要がある管理手段は、法的な義務または正当な理由がない限り実施できない。正当な理由がある場合にも、管理手段の均衡性を検討する必要がある。そのためには、管理措置の実施におけるグループ会社の正当な利益（例えば、会社の法令や社内規則の遵守）と従業員の正当な利益とのバランスをとる必要があります。措置の除外に関係している。特定の事例で適切な場合のみ措置を実行できる。措置を講じる前に、グループ会社の正当な利益と保護に値する従業員の考えられる利益を決定し、文書化する必要があります。さらに、適用法の下で存在するその他の要件（たとえば、従業員代表の共同決定権および影響を受ける者の情報権）を考慮に入れる必要があります。

### 5.4 極めて機密性の高いデータの処理

極めて機密性の高い個人情報の処理は、法的に規定または許可されている必要がある。グループ会社によるかかるデータの処理は許可される場合があります。特に、データ主体が処理に明示的に同意した場合、データ主体に対する法的請求の主張、行使、防御、または行使のために処理が絶対に必要です。労働法に基づく権利と義務、または社会法を遵守できるようにすること。

特別な保護が必要な個人データの処理を計画している場合は、事前にグループ最高データ保護責任者に通知するものとします。

### 5.5 自動処理に基づく個別事例の決定（プロファイリングを伴う場合ある）

データ主体は、契約の締結または履行に必要な場合、またはデータ主体が同意した場合、彼または彼女に法的または同様の悪影響を与える排他的に自動化された決定の対象となる場合があります。場合によっては、この自動化されたソリューションは、プロファイリング、つまり個人データの処理に関連付けられている場合があります。これにより、個人の性格特性（信用度など）が評価されます。この場合、データ主体にこの事実を通知し、責任者による自動個人決定および個人検証の結果を保証するものとします。

## 5.6 通知/透明性の義務

担当部門は、第13条および第14条に従って、個人データの処理の目的および状況についてデータ主体に通知する必要があります。GDPRの適用範囲に含まれないデータの場合は、適用される国内法に従ってこの情報を提供する。情報は、正確で、透明性があり、理解しやすく、アクセスが容易な形式で、明確かつ平易な言葉で提供されなくてはならない。情報保護およびデータコンプライアンスについて、コーポレート最高責任者の指示を遵守すること。この情報は原則として、初めて個人情報を収集する際に常に提供する必要がある。グループ会社が第三者から個人情報を受領した場合、入手してから合理的な期間内に、以下の場合を除きデータ主体に対して情報を提供する必要がある。

- データ主体がすでに情報を受領している場合
- そのような情報の提供が不可能である場合
- 極めて不合理な費用が発生する場合

## 5.7 目的の限定

個人情報は、データを収集する前に定義された正当な目的のためにのみ処理することができる。その後のデータ処理の目的の変更は、処理が個人データが最初に収集された目的と互換性がある場合にのみ許可されます。

## 5.8 データの最小化

個人データの処理は、データが合法的に処理される目的を達成するために、量的および定性的に必要なものに限定されるものとします。これは、データ収集の範囲ですでに考慮されているはずで、目的に適切であり、必要な費用が目的に対して適切な場合であれば、匿名化されたデータまたは統計データを使用する必要があります。

## 5.9 データの正確性

保存されている個人情報は事実上正確であり、必要に応じて最新のものでなければなりません。担当部門は、不正確または不完全なデータが削除、修正、補足、または更新されるように適切な措置を講じる必要があります。

## 5.10 設計によるプライバシーとデフォルトのプライバシー

「プライバシーバイデザイン」の原則は、部門が最先端の内部戦略を定義し、データ保護の原則を概念と技術の部分の最初からビジネスモデル/プロセスの仕様とアーキテクチャに統合するための行動を起こすことを保証することを目的としています。設計段階で、ITデータ処理システムを統合します。「プライバシーバイデザイン」の原則に従い、個人データを処理するための手順とシステムは、初期設定が目的を達成するために必要なデータの処理に限定されるように設計する必要があります（原則「デフォルトのプライバシー」）。これには、処理範囲、保存期間、およびアクセス可能性が含まれます。追加の対策には次のものが含まれます。

- 個人情報をできる限り速やかに仮名化する
- 個人情報の機能と処理に関する透明性を確保する
- データ主体は、個人データの処理を決定する能力を持っています
- 手続きまたはシステムのオペレーターが、セキュリティ機能の確立と改善が可能になる

各グループ会社は、上記の原則が常に遵守されるように、処理業務のライフサイクル全体を通じて適切な技術的および組織的措置を実施および運用するものとします。



## 5.11 削除および匿名化

個人情報、データの処理の目的に必要な期間保存できる。すなわち個人情報は、処理の目的が終了した時または何らかの理由で消滅した場合、保管義務もしくは証明義務が引き続き存在する場合を除き、すみやかに削除または匿名化されなければならない。各手続きの責任者は、それぞれの手続きで削除および匿名化のルーティンを確実に実行する必要がある。各システムには、手動または自動のリセットプログラムが必要です。データ主体による個人識別情報の削除または破棄の要求を、システム上で技術的に可能にしておく必要がある。リセット手順（ソフトウェアツール、リセット要件を完了するための手順、ドキュメント要件など）を実行するには、メルセデスベンツグループAGの仕様に従う必要があります。

## 5.12 処理のセキュリティ

個人データは、不正アクセスや違法な処理や開示、および偶発的な紛失、改ざん、破壊から保護する必要があります。新しいデータ処理手順、特に新しいITシステムを導入する前に、個人データを保護するための技術的および組織的な対策を定義して実装する必要があります。これらの対策は、最新技術、処理のリスク、およびデータを保護する必要性に基づいている必要があります。

データ保護の影響評価とプロシージャディレクトリ、データ保護に関連する技術的および組織的な対策は、責任者によって文書化されるものとします。

特に、担当部門は、ビジネス情報セキュリティ責任者（BISO）、情報セキュリティ責任者（ISO）、およびデータ保護ネットワーク。個人データを保護するための技術的および組織的な対策の要件は、グループ全体の情報セキュリティ管理の一部であり、技術開発および組織の変化に継続的に適応させる必要があります。

## 5.13 (さらに)メルセデスベンツグループ外への感染

グループ外の受信者またはグループ内の受信者への個人データの転送は、第5条に基づく個人データの処理の許可に関する要件の対象となります。データの受信者は、特定の目的でのみデータを使用する必要があります。

個人データの国境を越えた転送（他国からのアクセスの許可を含む）の場合、海外への個人データの転送に関連する国内要件を満たす必要があります。特に、EU/EEAからの個人データは、受信者がこのポリシーに準拠したデータ保護基準を持っていることを証明できる場合に限り、グループ会社以外の第三国でのみ処理できます。適切な手段として以下が挙げられる。

- EU標準的契約条項への合意
- 十分なレベルのデータ保護を保証するために、EUが認定する認証システムに受領者が加入する
- データ受領者の拘束的企業準則が、適切なデータ保護レベルを確立するために管轄のデータ保護監督機関による承認を受ける

官公庁への個人情報の移転は、大規模、無関係、無差別な方法で行ってはならない。またこれに関連して、民主主義社会で必要と見なされ、過度ではない場合に限り許可される。これらの要件と規制要件の間に矛盾がある場合、メルセデスベンツグループAGは、関連するグループ会社と協力して、このポリシーの目的と一致する実用的な解決策を見つけます（14.3節）。

第5条に記載されているすべての義務は第三者受益者データ主体に関連して。

## 6 データ保護の影響評価

グループ会社は、特に新しい技術を導入することで処理プロセスが新しくなる場合、または既存の処理に大幅な変更が生じる場合には、データ処理を行う前にその処理によってデータ主体のプライバシーが高いリスクにさらされる危険性を分析する必要があります。データ処理の性質、範囲、コンテキスト、および目的を考慮に入れる必要があります。リスク分析の一環として、担当部門は計画された処理が個人データ（データ保護の影響評価）。データ保護影響評価が実施され、リスク低減のための適切な措置が講じられ後で、データ主体の権利と自由に対し高いリスクが生じた場合は、コーポレートデータ保護責任者に通知し、その責任者が管轄のデータ保護監督機関に相談できるようにしなければならない。データ保護の影響評価を実施するためにメルセデスベンツグループAGが作成した仕様（ソフトウェアツール、評価の実行方法に関する指示など）を遵守する必要があります。

## 7 データ処理活動の文書化

各グループ会社は、その手順を文書化するものとします。個人データで処理されますプロセスはディレクトリ。手続き上の記録は書面で保管するものとし、これもデジタル形式である場合があり、要求に応じてデータ保護監督当局が利用できるものとする。ドキュメント（ソフトウェアツール、ドキュメントの説明など）に関してMercedes-Benz GroupAGが作成した仕様を遵守する必要があります。

## 8 に代わって処理する

### 8.1 全般的

注文処理は、請負業者、サービスプロバイダーとして、個人データクライアントに代わって、クライアントの指示で。これらの場合、注文処理契約は、関連する法的要件（例：テンプレート"注文処理契約"）。そうすることで、クライアントはデータ処理の正しいパフォーマンスに対して全責任を負います。

8.3項の規定。グループ会社以外の外部のお客様にも適用されます。

### 8.2 管理者に対する要件

注文するときは、次の要件を満たす必要があります。これは、試運転部門によって確認される必要があります。

- 受託業者は、要求される技術的および組織的な情報保護対策を講じることを保証する能力のある業者でなければならない。
- グループの最高データ保護責任者が提供する契約基準に従うものとします。
- 委任は書面または電子形式で行うこと。データ処理に関する指示、および委託側と受託側の責任者名を記録すること。

委託者はデータ処理の開始前に適切な精査を行い、受託業者が前述の義務を果たしていることを確認しておく必要がある。Mercedes-Benz Group AGの仕様（ソフトウェアツール、評価手順、契約テンプレートなど）を遵守する必要があります。処理者は、例えば認証を提示することなどにより、データ保護要件の遵守を記録することができる。データ処理のリスクに応じて、契約期間中は定期的に監査を繰り返す必要があります。

### 8.3 内部処理者に対する条件

処理者は、管理者による指示の範囲内でのみ、個人情報进行处理することができる。

請負業者は、他のグループ会社に委託することができます。第三者（「下請け業者」）に個人データの処理クライアントの事前の同意がある場合にのみ、独自の（下請け）契約に基づいて。同意は、請負業者が下請業者に、契約上または同等の法的拘束力のある基準で、グループ会社に関してこれらのポリシーに従って従うのと同じデータ保護義務を課す場合にのみ与えられます。データ主体、および関連する技術的および組織的な保護対策。下請け関係が変更された場合の同意の形式と情報要件は、サービス契約によって規制されています。

請負業者は、特にこれを証明するために必要なすべての情報を提供することにより、クライアントに適用されるデータ保護規制を遵守するためにクライアントを適切にサポートする義務を負います。これは特に以下の保存に適用されます。

- ポイント5で言及されている処理の一般原則の
- セクション10によるデータ主体の権利の
- 第12項に基づくデータ保護インシデントの通知義務
- 第8項に基づく管理者と処理者に対する条件
- 監督機関からの問い合わせおよび調査への対応

適用される基準または法的規定により、請負業者が指示に反する処理を実行する必要がある場合、またはこれらの法的規定により、請負業者が本ポリシーまたは注文処理契約に基づく義務を履行できない場合、請負業者は、関連する法的規定は、関連する通知を禁止しています。これは、請負業者が他の理由でクライアントの指示に従わない場合に依って適用されます。その場合、クライアントは、データの転送を一時停止する、および/または委託処理の契約を終了する権利を有するものとします。

請負業者は、特に禁止されていない限り、政府機関による個人データの開示に関する法的拘束力のある要求をクライアントに通知する必要があります。

サービスの提供の終了時に、請負業者は、クライアントの裁量で、クライアントによって提供されたすべての個人データを削除または返却するものとします。

請負業者は、影響を受ける人物によって提出された請求、声明、または苦情について、クライアントおよびその背後にあるクライアントに直ちに通知する必要があります。

グループ内のクライアントは、グループ外の請負業者にも上記の規制を遵守するよう義務付けるものとします。

クライアントに対する請負業者の具体的な義務は次のとおりです。第三者受益者データ主体のために。

## 9 責任の共有

複数のグループ会社が共同でその手段と目的を決定する場合個人データの処理（もしあれば、1つ以上と一緒に第三者）（ジョイントコントローラー）、企業は、データ主体彼らが処理するデータ。グループの最高データ保護責任者が提供する契約上のテンプレートを遵守するものとします。

# 10 データ主体に対する強制力のある権利

第10項に記載されたデータ主体の権利とグループ会社の義務はすべて、データ主体にとって第三者への利益供与となる。

第10項に基づいて提出された問い合わせおよび申し立てには、1ヶ月以内に回答しなければならない。申請の複雑さと数を考慮した上で、1ヶ月のこの期間はさらに最長で2ヶ月まで延長でき、その場合はデータ主体に通知する必要がある。

## 10.1

### データ主体の権利

EU/EWR域内のデータ主体は、責任を負う各グループ会社に対して、またはグループ会社が受託処理者の場合は委託管理者に対して、EU法で詳細に定められている通り以下の権利を有する。

- 彼の処理の状況に関する情報を受け取る権利個人的データ。そのような情報に関するグループ最高データ保護責任者の要件を遵守するものとします。
- 彼のデータが処理される方法と、この点に関して彼がどのような権利を持っているかについて通知を受ける権利。それぞれの労働法に基づく雇用関係において、雇用主の文書（人事ファイルなど）を検査する特定の権利が規定されている場合、これらは影響を受けないままであるものとします。データ主体が希望する場合、第三者の利益の保護に抵触しない限り、自身の個人情報のコピーを受け取ることができる（必要に応じて手数料を支払う）
- 個人データが不正確または不完全な場合に修正または完成させる権利。
- 同意を撤回した、または法的根拠が効力を失った場合に、個人情報を削除させる権利。これは、時間の経過またはその他の理由でデータ処理の目的が消失した場合にも同様に該当する。ただし、既存の保存義務や削除と競合する保護に値する利益を考慮しなければならない。
- 彼が正確性に異議を唱えた場合、またはデータがグループ会社によってもはや必要とされなくなった場合に彼のデータの処理を制限する権利。ただし、データ主体は彼の法的要件のためにデータを必要とします。また、データ主体はグループ会社に対して、上記以外にもデータを削除すべきである場合、または会社がデータ主体による異議申し立てを精査する場合にも、データ処理の制限を要求できる。
- 同意に基づいて、または一般的なデジタル形式で彼/彼女と締結または開始された契約の枠内で彼/彼女によって提供された彼/彼女に関する個人データを受け取り、それらを第三者に転送する権利処理は自動化された手順を使用して実行され、これは技術的に実現可能であるため。
- いつでもダイレクトマーケティングを断る権利。適切な同意と異議申し立ての管理を確保する必要があります。
- データ主体の個人的状況に基づく理由がある場合、グループ会社または第三者の利益を優先するという法的根拠に基づく処理に異議を唱える権利。ただし、グループ会社が処理のやむを得ない理由がある場合、または処理が法的請求の確立、行使または弁護のためである場合、異議を唱える権利はありません。正当な異議が申し立てられた場合は、データを削除する必要があります。

さらに、データ主体は、第三国のデータ輸入グループ会社に対して彼/彼女の権利を主張する権利もあります。

## 10.2

### 異議申し立て手続き

データ主体このポリシーに違反していると思われる場合は、グループの最高データ保護責任者に苦情を申し立てる権利があります。このような異議申し立ては、Eメールで送信することができる。

EU/EWR域内に本拠地を置き、データ移転元となるグループ会社は、データ移転先のグループ会社に対し、EU/EWR域内で個人情報が収集されたデータ主体のために、事実関係を立証し、本規定に従ってデータ主体の権利を主張する支援を行う。

データ主体がコンプライアンスに関する企業グループの決定に同意しない場合（またはその処理に不満がある場合）、データ主体はこの決定または行動に異議を唱え、彼の権利を行使することができます。そのためには、データ主体は管轄の監督機関に報告できる。例えば、居住地、勤務地、または違反が疑われる場所の国の管轄監督機関に届け出るか、または裁判所に提訴することができる（第11.2項）。それ以上の法定の権利と責任は影響を受けません。

# 11 法的責任および管轄地

## 11.1

### 責任条項

第三国の処理の文脈でEU/EEAからデータを受け取る第三国の会社によって犯されたこのポリシーの違反に対する責任は、処理しているEU/EEAベースのグループ会社（「データエクスポーター」）が負うものとします。個人データ当初は第三国。この責任には、違法な状況を是正し、第三国のグループ会社による本方針の違反によって引き起こされた重大および非重大な損害を補償する義務が含まれます。

データ輸出者は、EU/EEAからデータを受け取った第三国企業が損害を引き起こした出来事に対して責任を負わないことを証明した場合にのみ、この責任の全部または一部を免除されます。

## 11.2

### 管轄地

Theデータ主体に請求を提出することができます責任者の場所での裁判所権限または請負業者または彼のいつもの場所住居の。

データ主体が、第三国でのデータ処理に関して本規程に対する違反を申し立てた場合、移転先とEU/EWR域内のデータ移転元の両方の企業に対して法的請求を行うことができる。したがって、データ主体は、管轄裁判所または監督当局の管理者の登録事務所または彼または彼女の居住地のいずれかで、申し立てられた侵害およびその結果としての法的請求を主張することができます。

本章の責任条項と管轄地の規定は、データ主体にとっての第三者への利益供与となる。

## 12 データ保護インシデントの通知

データセキュリティ要件に違反する可能性がある場合（「データ保護インシデント」）、影響を受けるグループ会社は、調査、報告、および軽減の義務の対象となります。データ保護インシデントはデータ侵害、個人データの削除、変更、不正開示、または使用を不法にもたらすデータ侵害があった場合。これが自然人の権利と自由にリスクをもたらす可能性がある範囲で、対応するイベントは、可能であればグループ会社が違反に気付いてから72時間以内に、管轄の監督当局に報告する必要があります。加えて、データ侵害が発生した場合彼らの権利と自由に高いリスクをもたらす可能性が高い、データ主体そのようなデータ侵害について通知されるものとします。請負業者条項8.2の意味の範囲内で、データ保護インシデントをクライアントに直ちに報告する必要があります。

もしデータ保護インシデントグループ会社の責任範囲内で発見または疑われる場合、各従業員は情報セキュリティインシデント管理プロセスの一環として直ちに報告する必要があります。Mercedes-Benz Group AGの仕様（ソフトウェアツール、レポートガイドラインなど）を遵守する必要があります。

データ侵害はすべて文書化する必要があり、要求に応じて監督当局がその文書を利用できるようにする必要があります。

## 13 データ保護組織と制裁

### 13.1 責任

グループ会社の執行機関のメンバーは、それぞれの責任範囲でのデータの処理に責任を負うものとします。したがって、彼らは、法的データ保護要件およびこのEUデータ保護ポリシーに含まれる要件（たとえば、国内通知要件）への準拠を保証する義務があります。各マネージャーの目的は、責任の範囲内で、組織的、個人的、および技術的な手段を通じて、データ保護に従ってデータを適切に処理することを保証することです。これらの仕様の実装は、責任ある従業員の責任です。当局によるデータ保護チェックの場合、グループの最高データ保護責任者は直ちに通知されるものとします。

### 13.2 意識向上とトレーニング

管理職は、従業員が個人情報に継続的または定期的アクセスできる限り、またデータの収集や個人情報処理ツールの開発に関与する限り、その従業員に本規程の内容と取り扱いを含む必要なデータ保護研修を確実に受講させる必要がある。情報保護およびデータコンプライアンスについて、コーポレート最高責任者の指示を遵守すること。

### 13.3 組織

コーポレートデータ保護責任者は、職務の実行に関して、組織内において指示を受けない。国内および国際的なデータ保護規制への準拠を確実にするために機能します。コーポレートデータ保護責任者は本規程に関して責任を負い、その遵守を監視する。グループ会社がデータ保護に関する会社の規則を拘束するための国際認証システムに参加することを希望する場合、グループ会社はこの参加をグループ最高データ保護責任者と調整するものとします。

グループの最高データ保護責任者は、メルセデスベンツグループAGの取締役会によって任命され、その職務の遂行において取締役会によってサポートされています。原則として、法的にデータ保護責任者を任命する義務を負っているグループ会社は、グループ最高データ保護責任者を任命します。グループチーフデータプロテクションオフィサーは、メルセデスベンツグループAGの取締役会およびグループチーフデータプロテクションオフィサーが任命されたすべてのグループ会社のそれぞれの経営陣に直接報告します。特定の例外は、コーポレートデータ保護責任者の合意を得る必要がある。

メルセデスベンツグループAGの監査役会は、既存の報告義務の範囲内で、グループ最高データ保護責任者の年次報告について通知を受けるものとします。

すべてのデータ主体は、いつでもグループ最高データ保護責任者に連絡して、データ保護またはデータセキュリティの問題に関する懸念を提起したり、質問したり、情報を要求したり、苦情を申し立てたりすることができます。要請があれば、懸念や苦情は内密に処理されます。

グループの最高データ保護責任者の連絡先は次のとおりです。

メルセデスベンツグループAG、グループチーフデータプロテクションオフィサー、  
HPC E600、  
70546シュトゥットガルト、ドイツ  
Eメール: [data.protection@mercedes-benz.com](mailto:data.protection@mercedes-benz.com)  
イントラネット: <https://social.intra.corpintra.net/docs/DOC-71499>

メルセデスベンツグループはまた、コンプライアンス組織を設立しました。これは、個別の内部規則でより詳細に説明されています。コンプライアンス組織は、データ保護要件へのコンプライアンスに関して、グループ会社をサポートおよび監視します。データ保護トレーニングコースの内容を設計し、参加者のグループの基準を定義します。

#### 13.4 制裁

違法処理個人データのまたはその他のデータ保護法違反は、多くの国で行政および刑事訴追、ならびに損害賠償請求につながる可能性があります。個々の従業員が責任を負う違反は、労働制裁につながる可能性があります。このポリシーへの違反は、社内規則に従って罰せられます。

#### 13.5 監査および統制

本規程および適用される情報保護法が遵守されているか、グループレベルで少なくとも年1回定期的に、リスクに基づき精査する。これは、内部コンプライアンスリスク評価、特定のデータ保護テーマを含む監査、およびその他の審査によって行われる。コーポレートデータ保護責任者は、さらなる審査を要求する権利を有する。結果は、コーポレートデータ保護最高責任者、責任を負うグループ会社、および任命されている場合はそのデータ保護責任者に通知される。

Mercedes-Benz Group AGの取締役会は、既存の報告義務の枠内で結果を通知されるものとします。審査結果は、要求に応じて管轄のデータ保護監督機関に提供する必要がある。管轄のデータ保護監督当局は、州法に基づく権限の範囲内で、このポリシーの規定に準拠するために、グループ会社をデータ保護監査の対象にすることができます。

# 14 本規程の変更および官公庁との協力

## 14.1 変更時の責任者

このポリシーは、ポリシーを変更するための確立された手順の一環として、グループの最高データ保護責任者と協議した後に変更される場合があります（ポリシー管理ガイドンス、A1）。本規程「EUデータ保護規則、A17」に重大な影響を及ぼす、または本規程が提供する保護レベルに影響を与える変更（すなわち拘束力のある変更）は、本規程を拘束的企業準則として承認するデータ保護監督官庁に遅滞なく報告する必要がある。

グループの最高データ保護責任者は、このポリシー（適用される規制）に拘束されるすべてのグループ会社の最新リストを維持する責任があります。「EUデータ保護ポリシーに拘束されるグループ会社のリスト」。本規程に基づき、新しいグループ会社が本規程に効果的に拘束され、規程の遵守のためそれに応じたコンプライアンス措置が考慮されるまで、新しいグループ会社への個人情報の移転は行われません。

The影響を受けるこのポリシーに簡単にアクセスする権利があります。したがって、このポリシーの最新バージョンは、インターネットで公開されています。<https://www.group-mercedes-benz.com>データ保護の下で。この要件は、データ主体にとって第三者への利益供与となる。

この方針またはグループの関連会社のリストに変更が加えられた場合、メルセデス・ベンツ・グループAGの主要子会社の監督当局は、グループの最高データ保護責任者から、以下の簡単な説明とともにこれを通知されるものとします。更新の理由。

## 14.2 官公庁との協力

第三国でのデータ処理を実施する、または関与するグループ会社は、上記に照らして個人情報の処理に関連した問題、質問、その他手続きに関して管轄の監督機関に協力する義務を負う。これには、監督当局による正当な精査を受け入れる義務が含まれます。また、第三国における処理手順に基づいたデータ保護監督機関による法的指示および本規程の条項に準拠するものとする。

当局との協力に関する第14.2条の規定は、第三者の受益者です。関係者のために

## 14.3 第三国の規制の監視と報告

第三国企業の責任者は、EUが機関またはその加盟国の1つとして制定していない法律またはその他の規制が法律またはその他の規制の場合、以下のリスク：

- それぞれの第三国の会社または別のグループ会社が、第三国での処理業務の文脈でこのポリシーに基づく義務を履行することを防ぐのに適しています。
- 第三国でデータを処理する際に、このポリシーに基づいてデータ主体に付与される権利に重大な悪影響を与える可能性があります。これは、地方自治体が特に当てはまる場合です。大量、不均衡、または無差別な転送が必要個人データの民主的สังคมで必要と考えられる限界を超えるもの。

グループの最高データ保護責任者は、影響を評価し、問題の法的要件がポリシーによって提供される保証に重大な影響を与える可能性がある場合は、管轄のデータ保護監督当局（存在する場合）に通知するものとします。この規定は、影響を受ける当事者の第三者受益者です。

第三国の会社が公的機関からデータ保護監督当局にvの開示を通知することを差し控えることを要求された場合個人データ、この禁止事項を可能な限り緩和または解除し、データ保護監督当局に、受け取った要求に関する一般的な情報（たとえば、開示要求の数、要求されたデータの種類、該当する場合は要求機関）を毎年提供するためにあらゆる合理的な努力を払うものとする。。



